◇公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三六号）（環境省）

1　公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第二六条第一項に基づく介護加算額を、四万六、一〇〇円に改めることとした。（第一一条関係）

2　法第四〇条第一項に基づく療養手当の額を、三万七、〇〇〇円等に改めることとした。（第二三条関係）

3　法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、六七万二、〇〇〇円に改めることとした。（第二四条関係）

4　法第五四条第二項第一号のばい煙に含まれる対象物質の単位排出量当たりの賦課金額を、五一円二銭に改めることとした。（第三四条第一号関係）

5　法第五四条第二項第二号のばい煙に含まれる対象物質の単位排出量当たりの賦課金額を、一、九六〇円二四銭等に改めることとした。（第三四条第二号及び別表第五関係）

6　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第一三七号）（内閣府本府）

1　特定教育・保育施設の確認の変更に関する技術的読替え

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三〇年法律第六六号）により、子ども・子育て支援法（平成二四年法律第六五号。以下「法」という。）第三一条第三項の規定による特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る市町村長から都道府県知事への事前協議が事後届出に改められたことに伴い、同項を法第三二条第二項の規定により同条第一項の利用定員の増加の場合に準用する際の読替え規定の整理を行うこととした。（第一六条関係）

2　拠出金

㈠　子どものための教育・保育給付の費用のうち、施設型給付費等負担対象額の満三歳未満児相当分について、法第六六条の二第一項の規定により政令で定める拠出金をもって充てる割合は、一、〇〇〇分の一〇四とすることとした。（第二四条の二関係）

㈡　法第七〇条第二項の拠出金率は、一、〇〇〇分の三・四とすることとした。（第二七条関係）

3　施行期日等

㈠　この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（改正令附則第二項関係）

㈡　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三八号）（厚生労働省）

1　負担調整基準率に係る概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる概算負担調整基準超過保険者の割合を一〇〇分の六・〇二とすることとした。（第一条の五関係）

2　特別負担調整基準率に係る特別概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる特別概算負担調整基準超過保険者の割合を一〇〇分の六・九二とすることとした。（第一条の六関係）

3　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇平成三十一年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（政令第一三九号）（厚生労働省）

1　調整対象給付費見込額に係る率

前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一五五とすることとした。（第一条関係）

2　前期高齢者加入率の下限割合

前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすることとした。（第二条関係）

3　負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の五三・六一四とすることとした。（第三条関係）

4　特別負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の五〇・〇四三九五とすることとした。（第四条関係）

5　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令（政令第一四〇号）（厚生労働省）

一　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

平成三一年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の算定の特例に係る概算負担調整基準額を七万二、一一五円とすること等とすることとした。（附則第九条及び第一二条関係）

二　健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

平成三一年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の算定の特例に係る概算負担調整基準額を七万二、一一五円とすること等とすることとした。（附則第七条及び第一〇条関係）

三　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。